

徳島県国民健康保険運営方針（素案）について

1 改定の趣旨

「国民健康保険法」第82条の2第1項に基づき、県及び市町村が連携し、引き続き、国保運営の持続的かつ安定的運営や、効率的な事業運営を確保するため、運営方針を改定する。

2 運営方針の期間

令和6年4月から令和12年3月まで

3 主な改定内容

- ・ 国民健康保険の医療費、財政の見通し
- ・ 保険料（税）水準の在り方（保険料水準の統一に向けた取組）
- ・ 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法
- ・ 保険料（税）の収納率目標の改定
- ・ 医療費適正化の取組

4 スケジュール案

- | | |
|-----------|-----------|
| ・ 11月議会 | 素案報告 |
| ・ 12月～翌1月 | パブリックコメント |
| ・ 2月議会 | 最終案報告 |
| ・ 3月 | 方針改定 |